

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十九条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第五十三条の三 金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p>	<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第十九条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第五十三条の三 金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p>

(削る)

- 二 所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の主たる営業所の所在地を記載した書面
  - 三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面
  - 四 (略)
  - 五 当該金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面
  - 六・七 (略)
- 2 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十三条の四 信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

- 二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面
- 三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面
- 四・五 (略)
- 六 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に

二 所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

- 三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
  - 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面
  - 五 (略)
  - 六 当該金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案
  - 七・八 (略)
- 2 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十三条の四 信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

- 三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
- 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面
- 五・六 (略)
- 七 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に

限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。)の委託契約の内容を記載した書面  
七 (略)

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第五十三条の五 第五十三条の三第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〜八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第五十三条の六 第五十三条の三第一項第六号及び第五十三条の四第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に規定する信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。)の委託契約書の案  
八 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第五十三条の五 第五十三条の三第一項第六号及び前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〜八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第五十三条の六 第五十三条の三第一項第七号及び第五十三条の四第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八号に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに法第五十四条の二十三第一項第十号及び第九号に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2～4 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

6～11 (略)

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

一・二 (略)

2～4 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（法第五十四条の二十一第一項又は法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

6～11 (略)

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第五項第三十八号に掲げる業務（第六項第二号、第七項第二号及び第八項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第五項第三十九号に掲げる業務（第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号に掲げる業務を除く。）

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 金庫は、認可対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法

第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会及びその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 (略)

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとする

第五十四条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（新設）

きは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を  
知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用金庫連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

- 
- 五 当該認可に係る当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請信用金庫連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- 二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請信用金庫連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- 三 申請信用金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 四 当該申請時において申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権
-

数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用金庫連合会の行う法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上及び申請信用金庫連合会の行う金庫業務に係る取引の機会の拡大に資すると見込まれること。

七 申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会及びその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用金庫連合会の信用金庫連合会としての取引上の優越的地位を不当に利用して、当該業務高度化等会社の業務に不当に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用金庫連合会の業務に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用金庫連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書の規定による認可（信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十四条の二十三第九項の規定による認可について準用する。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（信用金庫連合会による信用金庫連合会グループの経営管理の内容等）

第六十六条の三 法第五十四条の二十四第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用金庫連合会グループ（法第五十四条の二十四第一項に規定する信用金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリ

（新設）

スク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十四条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該信用金庫連合会における当該信用金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十四条の二十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十 （略）

2・3 （略）

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十 （略）

2・3 （略）

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第六十八条 金庫は、法第五十四条の二十二第二項ただし書(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。)の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第六十九条 法第五十四条の二十二第四項第三号(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第六十八条 金庫は、法第五十四条の二十二第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第六十九条 法第五十四条の二十二第四項第三号(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生

会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、特定子会社(次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。)がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回るることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 3 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等(令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該

会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、特定子会社(次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。)がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回るることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 3 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等(令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該

会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第五十四条の二十三第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第十号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第六十四条第四項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務で

会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第五十四条の二十三第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第十号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第六十四条第四項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務で

あつて、金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3  
3  
11 (略)

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)

二  
二  
七 (略)

13 (略)

あつて、金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3  
3  
11 (略)

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十一号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)

二  
二  
七 (略)

13 (略)

(事業の譲受けの認可の申請等)

第八十条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

六の二 当該事業の譲受けにより業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面

七・八 (略)

2 (略)

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項第六号の二及び第七号に規定する議決権について準用する。

(合併の認可の申請等)

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認

(事業の譲受けの認可の申請等)

第八十条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

(新設)

七・八 (略)

2 (略)

(新設)

(合併の認可の申請等)

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

九の二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面

十〇十二 (略)

2 (略)

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項第九号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

(届出事項)

第一百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十四 (略)

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十〇十二 (略)

2 (略)

(新設)

(届出事項)

第一百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十四 (略)

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなつた場合

有することとなつた場合

十六～十八 (略)

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。)

又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

二十～二十六 (略)

二十七 金庫、その子会社又は業務の委託先(第五項及び第六項において「金庫等」という。)において不祥事件(業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。)が発生したことを知つた場合

二十八～三十一 (略)

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(金庫である信用金庫代理業者が変更した場合を除く。)

二～五 (略)

六 信用金庫代理業の再委託をした場合(金庫である信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。))が再委託をした場合に限る。であつて、当該再委託を受けた信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業

十六～十八 (略)

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。)

又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

二十～二十六 (略)

二十七 金庫、その子会社又は業務の委託先(第五項において「金庫等」という。)において不祥事件(業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。)が発生したことを知つた場合

二十八～三十一 (略)

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二～五 (略)

(新設)

所又は事務所の所在地を変更した場合

3・4 (略)

5 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、金庫の業務又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四・五 (略)

6 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に掲げる日から三十日以内に行わなければならない。

- 一 第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫等又は信用金庫代理業者が知つた日
- 二 第二項第六号に該当する場合 当該変更があつた日

7 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第百八条 金庫は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ

3・4 (略)

5 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

四・五 (略)

6 第一項第二十七号及び第二項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

7 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第百八条 金庫は、現金自動支払機等による預金又は資金の貸付けの

又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（当該事務の受託者が信用金庫代理業者である場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しを行う場合（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）における次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務と主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確な措置

ハ 顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該金庫の使用に係る電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該金庫の使

業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務と主たる業務とする者を除く。）に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

用に係る電子情報処理組織に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該金庫が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しを行う場合（現金自動支払機等受払事務を除く。）における次に掲げる全ての措置

イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、当該事務の委託を受けた者（へにおいて「受託者」という。）との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより顧客に損失が

発生した場合において、金庫、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(臨時休業の届出等)

第百三十条 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二・三 (略)

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(臨時休業の届出等)

第百三十条 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者の無人の営業所又は事務所において当該金庫のために行う信用金庫代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。

3 5 (略)

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(所属外国銀行に関する届出)

第三百三十七条の四 (略)

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

3 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理金庫に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 5 (略)

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(所属外国銀行に関する届出)

第三百三十七条の四 (略)

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

3 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百二十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信用金庫代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業(法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。)を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2・3 (略)

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六十二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百二十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業(法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。)を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2・3 (略)

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六十二条 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、

合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(新設)